



# 超！節税

第25回

## ～あなたは税金を払いすぎていませんか～

支出の伴う節税 「支援のための寄附金で法人も個人も節税効果が！」

第25回目の超！節税は、寄附金による節税についてです。

3月11日の東日本大震災は私たちに多大な影響を与えました。多くの方が被災者のため義援金等の支援をされています。もちろん、支援が目的の寄附ですが、法人・個人どちらの節税にもつながります。

### ① 寄附金控除の対象となる特定寄附金とは

(個人の場合) → 所得控除

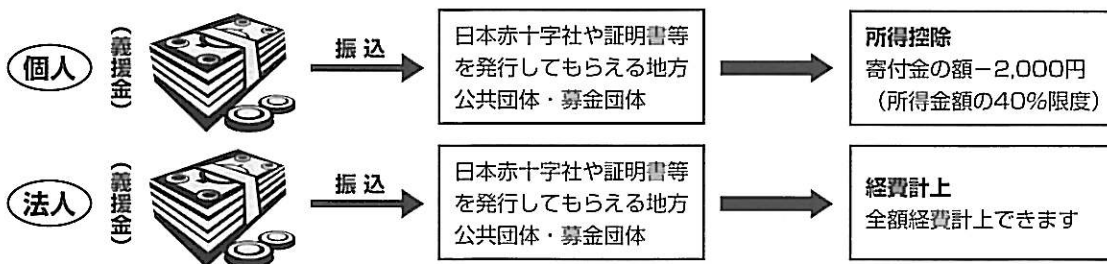
- (1) 国や地方公共団体に対する寄附金
- (2) 公益事業を行う法人又は団体に対する指定寄附金 (財務大臣の指定)
- (3) 認定NPO法人に対する寄附金
- (4) 政党や政治資金団体への政治献金のうち一定のもの

(法人の場合) → 経費計上

上記(1)、(2)の寄附金のみ全額経費計上、それ以外の一般の寄附金につきましては、一定の限度額まで経費計上が認められます。

### ② 東日本大震災の義援金の取扱いは？

平成23年3月15日、財務省が「指定寄附金」に指定する旨の告示を行いました。それにより、東日本大震災の義援金は、上記(2)の指定寄附金となるため、以下のような取扱いとなります。



#### ☆注意☆

救援活動を行っているNPO法人に対して義援金を支払った場合は、震災の義援金であったとしても、上記(3)の寄附金に該当しますので、個人の場合は上記図のとおり所得控除となります。しかし、法人の場合は損金算入限度額の範囲で経費計上となります。

### ③ 義援金100万円を寄附した法人の節税効果 (資本金1,000万円)

$$100 \text{ 万円} \times 40\% \text{ (実効税率)} = \underline{\underline{40 \text{ 万円節税!}}}$$



☆義援金以外でも、法人が、被災された得意先に対して支払った場合は災害見舞金として全額経費計上できます。具体的な内容は、いつでもお気軽にご連絡ください。

また次頁で、ふるさと納税による寄付についてご紹介致します。

詳細等ご質問がございましたら、経営コンサルティング部 TEL 06-6313-1372 までお問い合わせ下さい。

係長 佐藤義貴

肥後祐寿 中平祐介 亀田真子 戸川朝香